

パブリックコメント
令和3年10月5日(火)～11月4日(木)

第4期光市地域福祉計画（素案）について

令和3年10月

光 市

目 次

《第Ⅰ部 共通編》	
第1章 計画の策定にあたって	
第1 計画策定の背景	1
第2 計画の位置付け	2
第3 計画の視点	7
第4 計画の期間	8
第5 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
第1 人口等の推移	10
第2 地域福祉を支える人材等の状況	16
第3 第3期計画の成果・課題	17
第4 市民アンケート結果から見る地域の課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	
第1 基本理念	22
第2 基本目標	23
計画の体系	24
第4章 計画の推進と進行管理	
第1 計画の推進	25
第2 それぞれの役割	27
第3 計画の進行管理	29
《第Ⅱ部 計画編》	
第1章 光市地域福祉計画（施策の展開）	
基本目標Ⅰ「地域を担い支える人づくり」	30
基本目標Ⅱ「やさしきで人がつながる仕組みづくり」	36
基本目標Ⅲ「支え合い安心して生活できる地域づくり」	42
第2章 光市成年後見制度利用促進基本計画	48

第 I 部

共 通 編

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人のライフスタイルや価値観等の多様化などにより、家族や地域における、ふれあいや助け合い、つながりが希薄化し、地域や家庭で支え合う力が弱っていることが懸念されています。

こうした中、平成12年、社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されたことから、本市では、平成19年3月に光市地域福祉計画、平成24年3月に光市社会福祉協議会との協働により「第2期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、国の動向や地域の実情をふまえた取組を推進してきました。

また、平成29年3月には、自分のできることは自分とする「自助」や地域の助け合い・支え合いである「互助」の取組を推進する「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の充実を図ってまいりました。

しかしながら、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、子どもや高齢者に対する虐待、自殺者や生活困窮者の増加、認知症高齢者や障害のある人の権利擁護問題、さらに「8050問題」や「ひきこもり」、「制度の狭間」の問題なども表面化しています。また、個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し、既存の支援制度や公的サービスでは対応が難しい、包括的な支援を必要とするケースも生じています。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障害のある人や高齢者、子どもなど全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では「地域共生社会」の考え方が位置づけられるなど、国は、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

さらには、「人生100年時代」を迎える中、近年各地で発生する大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、全ての人が健康で安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

こうした社会状況の変化や地域の福祉課題に的確に対応するため、「地域共生社会」の実現を踏まえ、第3期計画の考え方を継承し、本市における地域福祉の推進に向けた「第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2 計画の位置付け

1 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

国が設置した社会保障審議会福祉部会では、「福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に関わらず、安心してその人らしい生活が送れるよう支援することとされ、また、「地域福祉」とは、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法第4条第2項では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉や介護、保健医療をはじめ、様々な地域生活課題（※）を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図ることが規定されています。

地域福祉を推進するためには、医療、介護など社会保障制度に基づく公的なサービスの充実を前提に、地域住民や民間事業所を含む地域の社会福祉関係者が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができるよう、「自助」や「互助」の役割を果たし、連携して取組を進めることが重要です。

※地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、障害のある人や高齢者、子どもなど制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会です（平成29年厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より）。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたり、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月に施行されました。

※社会福祉法の一部改正の概要

- 1 地域福祉推進の理念を規定（第 4 条）
支援を必要とする地域住民や世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。
- 2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の 3）
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・主に市町村圏において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 3 地域福祉計画の充実（第 107 条）
市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める。

また、令和 2 年 6 月に社会福祉法が改正され、市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設（令和 3 年 4 月施行）され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

2 地域福祉計画とは

地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくりを推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市が策定する計画です。

また、本計画に合わせ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を策定します。

なお、本計画における「自助・互助・共助・公助」は、下記のとおり定義し、「自助・互助・共助・公助」の役割分担の下、それぞれが補い合いながら包括的なセーフティーネットを構築し、様々な地域の生活課題の解決を図ります。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケア）など
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

参考）平成 28 年 3 月 地域包括ケア研究会報告書
（厚生労働省老人保健健康増進等事業）

※社会福祉法第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域における様々な福祉課題の解決に向け、民間組織が策定する活動（行動）計画です。

社会福祉法第 109 条では、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、このため、全国的には、社会福祉協議会が地域福祉計画との整合を図りつつ、住民や関係団体等と連携・協力しながら地域での福祉活動を進めていくための計画として地域福祉活動計画を策定しています。

※社会福祉法第 109 条

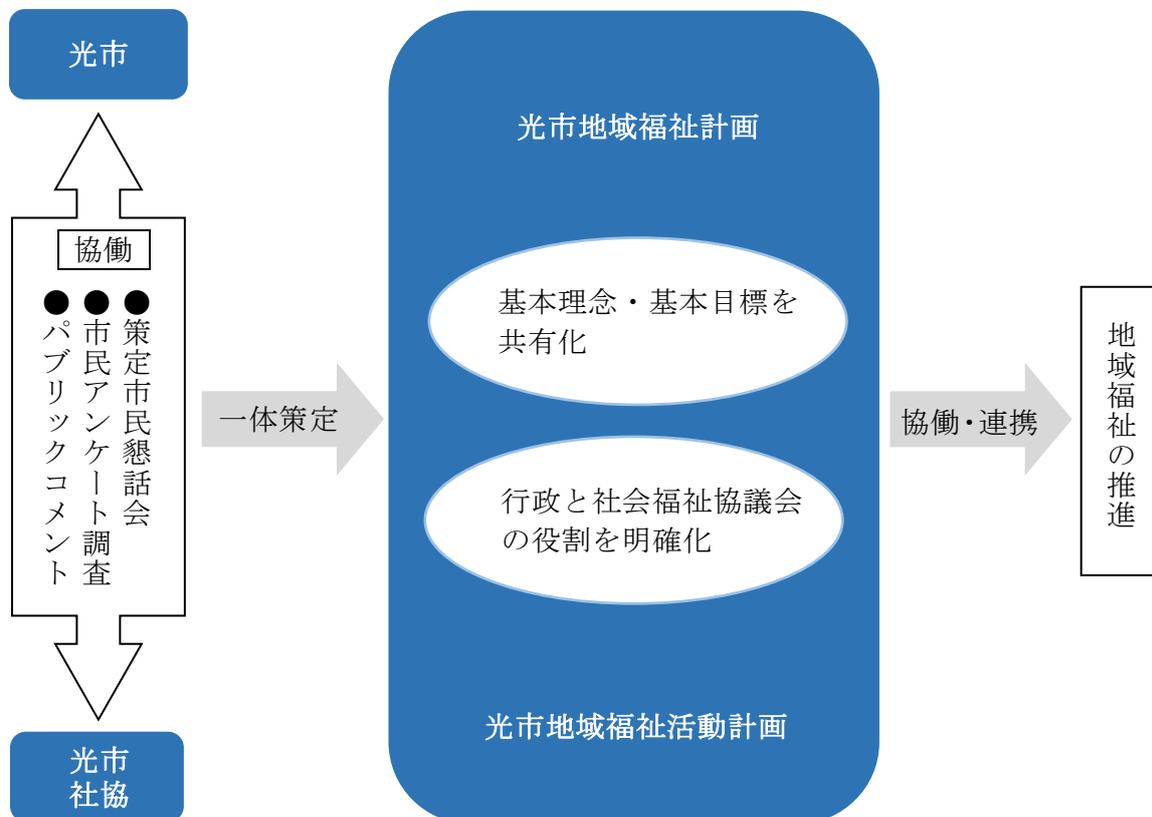
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、（中略）

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定し、それを実行する住民活動の在り方を示す「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、共通の基本理念及び目標のもと、一体的に策定・推進することで、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図るとともに、両計画を基礎として地域福祉を推進する支援体制づくりを効果的に進めます。

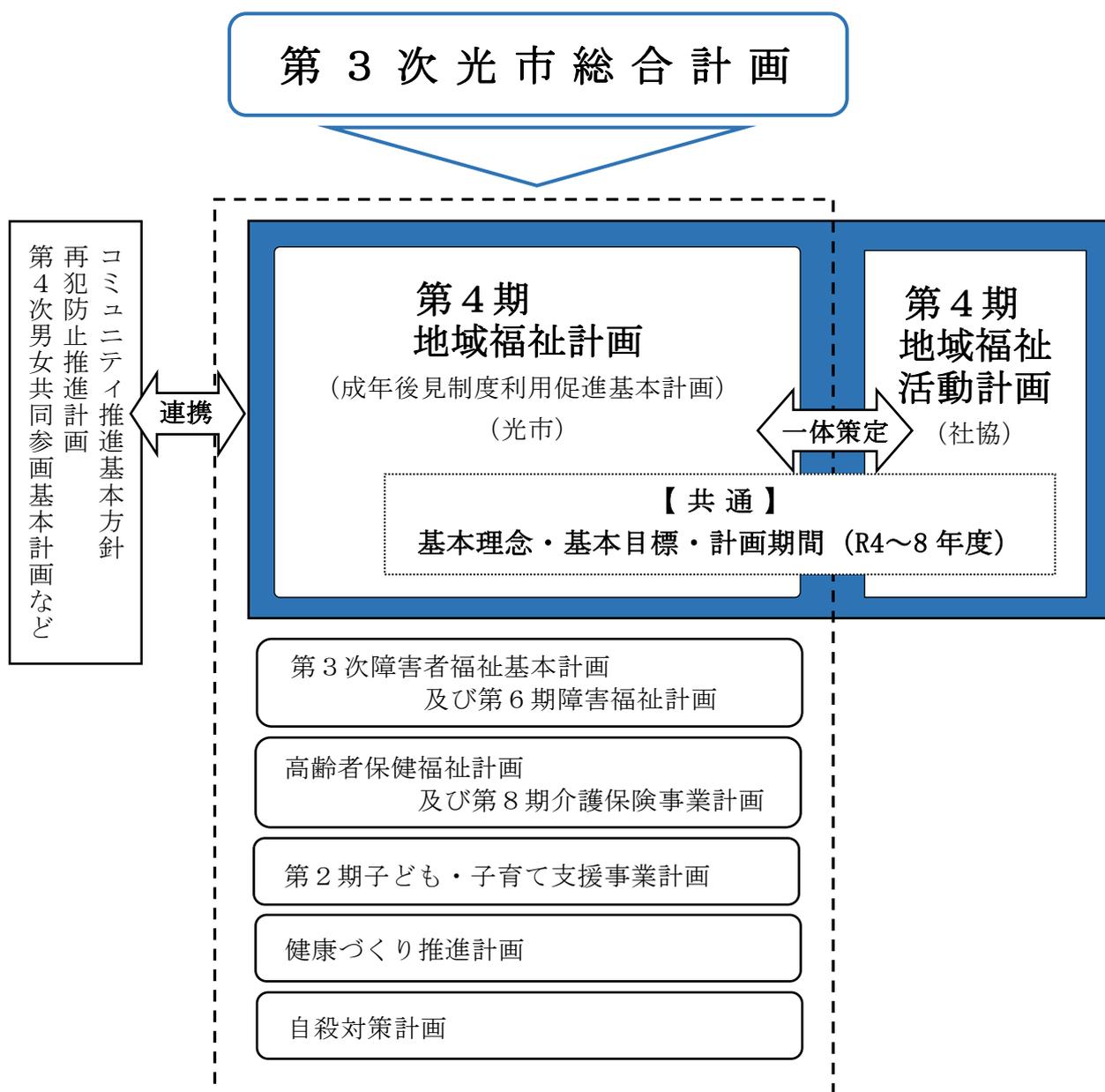
《地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定》



5 関係計画との整合性

本計画は、市の最上位計画である「第3次光市総合計画」を上位計画として、障害のある人、高齢者、子ども、健康等福祉保健分野における各個別計画及び地域づくりの指針である「光市コミュニティ推進基本方針」や関連する個別計画との整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

なお、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する福祉分野の「上位計画」に位置づけられました。



第3 計画の視点

第4期の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市の特徴を踏まえ、次の視点をもって策定します。

1 3つの都市宣言

本市の特徴である「おっばい都市宣言」、「安全・安心都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」の理念に沿って地域福祉を推進します。

(1) おっばい都市宣言

すべての人が心豊かに育つまちづくり

(2) 安全・安心都市宣言

支え合い助け合い思いやりの精神に満ちた社会

(3) 自然敬愛都市宣言

美しく すばらしい自然を次世代へ

自然と人が共生できる社会の実現と地域環境力の向上

2 光市総合計画における福祉保健関連施策の実現

将来にわたって持続可能な「やさしさ」があふれる福祉のまちづくりに向け、「第3次光市総合計画」で掲げる福祉保健関連施策を着実に実施し、市民が心から幸せを感じられる理想の将来像「ゆたかな社会」の実現を目指します。

3 「地域共生社会」の実現

公的支援制度の対象とならない身近な生活課題をはじめ、「社会的孤立」や「8050問題」、「ひきこもり」や「制度の狭間」などの新たな課題、既存の支援制度や公的サービスでは対応が難しい、包括的な支援を必要とするケースなど、地域の様々な生活課題に対し、より身近な地域から、地域、市全域と重層的に多様な主体が協力することで、様々な生活課題の解決や地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」社会を実現するための「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点も踏まえるものとします。(関連する施策は資料編P●)



第4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

<各計画の期間>

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
光市総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市障害者福祉基本計画 及び光市障害福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市子ども・子育て支援 事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市健康づくり推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市自殺対策計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
光市コミュニティ推進基 本方針	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※点線は予定

第5 計画の策定体制

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会が連携し、市民の代表等で構成した計画策定市民懇話会や市民アンケート等により、市民等の意見を反映して策定しました。

1 計画策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、学識経験者、地区コミュニティ関係者、連合自治会関係者、ボランティア関係者、地域活動関係者及び公募委員の22名で構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会」に諮り、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映しました。

2 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和2年11月に市民アンケートを実施しました。

調査対象 : 18歳以上の光市民2,000人

抽出方法 : 無作為抽出法(年齢、性別、地区のバランスを考慮)

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者 : 893人

回答率 : 44.7%

3 パブリックコメント

市民からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、令和3年10月にパブリックコメントを実施しました。(提出件数: ●●件)

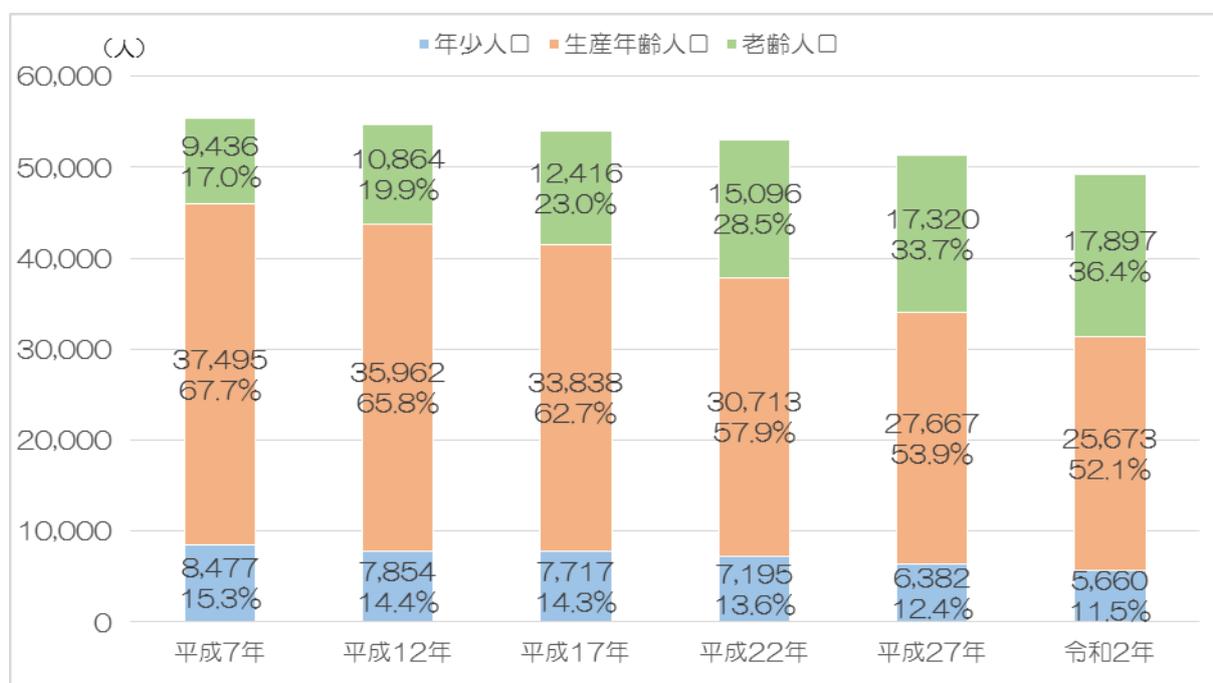
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1 人口等の推移

1 人口の状況

令和2年の国勢調査での本市の総人口は49,821人で、この25年間で5,587人減少しています。また、年齢層別に比較すると、総人口に占める年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少しており、老年人口の占める割合が急激に増加し、全体の36.4%を占めています。今後も引き続き少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	55,408人	54,680人	53,971人	53,004人	51,369人	49,821人
年少人口 (15歳未満)	8,477人 (15.3%)	7,854人 (14.4%)	7,717人 (14.3%)	7,195人 (13.6%)	6,382人 (12.4%)	5,660人 (11.5%)
生産年齢人口 (15～64歳)	37,495人 (67.7%)	35,962人 (65.8%)	33,838人 (62.7%)	30,713人 (57.9%)	27,667人 (53.9%)	25,673人 (52.1%)
老年人口 (65歳以上)	9,436人 (17.0%)	10,864人 (19.9%)	12,416人 (23.0%)	15,096人 (28.5%)	17,320人 (33.7%)	17,897人 (36.4%)



資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査

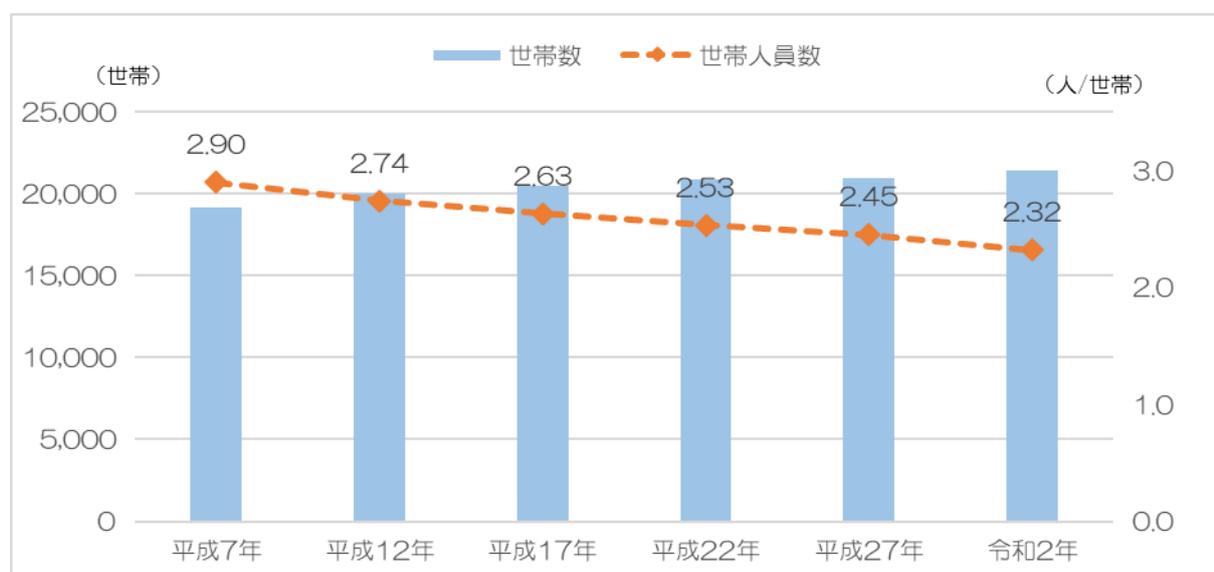
令和2年国勢調査の結果公表前のため、平成27年までの数値は国勢調査、令和2年の数値については、総人口は令和3年6月25日に公表された「令和2年国勢調査結果速報値」を、年少・生産年齢・老年人口は令和2年10月1日現在の山口県人口移動統計調査の数値を記入しています。

2 世帯の状況

総人口が減少する一方で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯あたりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家族化が進行していると思われます。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	19,130世帯	19,992世帯	20,519世帯	20,913世帯	20,953世帯	21,392世帯
世帯人員数	2.90人	2.74人	2.63人	2.53人	2.45人	2.32人



資料：国勢調査

※世帯人員＝総人口÷総世帯数

令和2年国勢調査の結果公表前のため、令和2年の数値は、令和3年6月25日に公表された「令和2年国勢調査結果速報値」を記入しています。

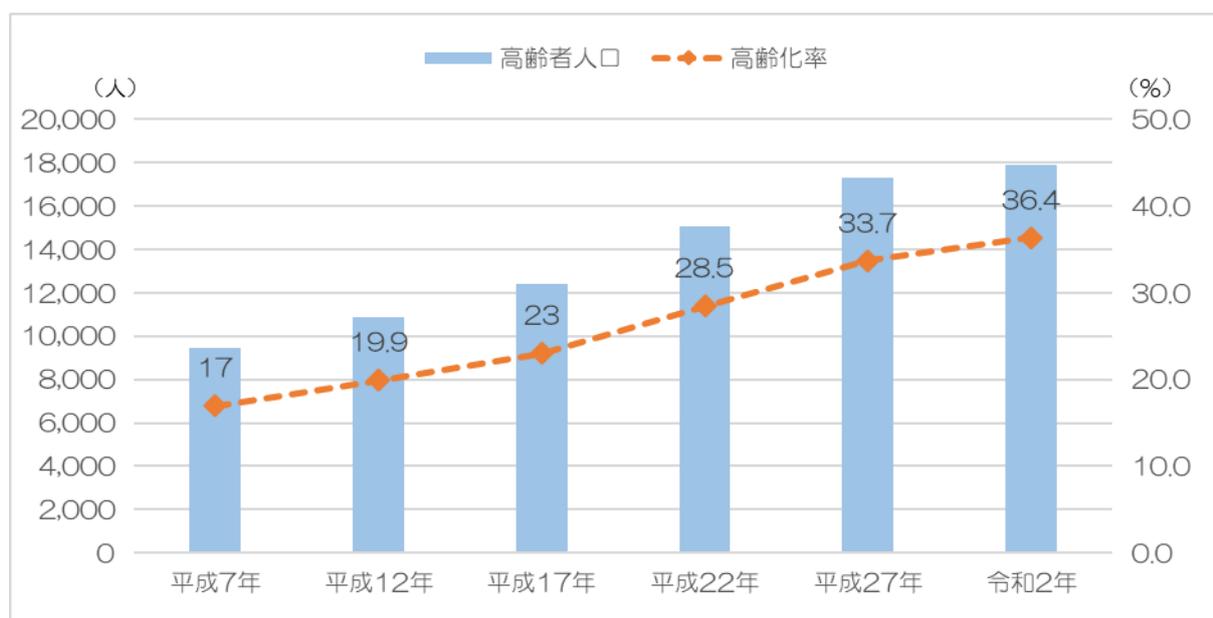
3 高齢化率の推移

本市の高齢者（65歳以上）の人口は、年々増加しており、高齢化率（総人口に占める高齢者の人口割合）も高くなっています。本市では平成17年に23%を越え、令和2年には36.4%と高い水準にあります。

参考までに、総務省の人口推計によると令和元年の高齢化率は、全国的には28.4%、山口県は34.3%で全国第3位という高齢化率となっており、本市は山口県よりも高い水準となっています。

高齢者の人口推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者人口	9,436人	10,864人	12,416人	15,096人	17,320人	17,897人
高齢化率	17.0%	19.9%	23.0%	28.5%	33.7%	36.4%



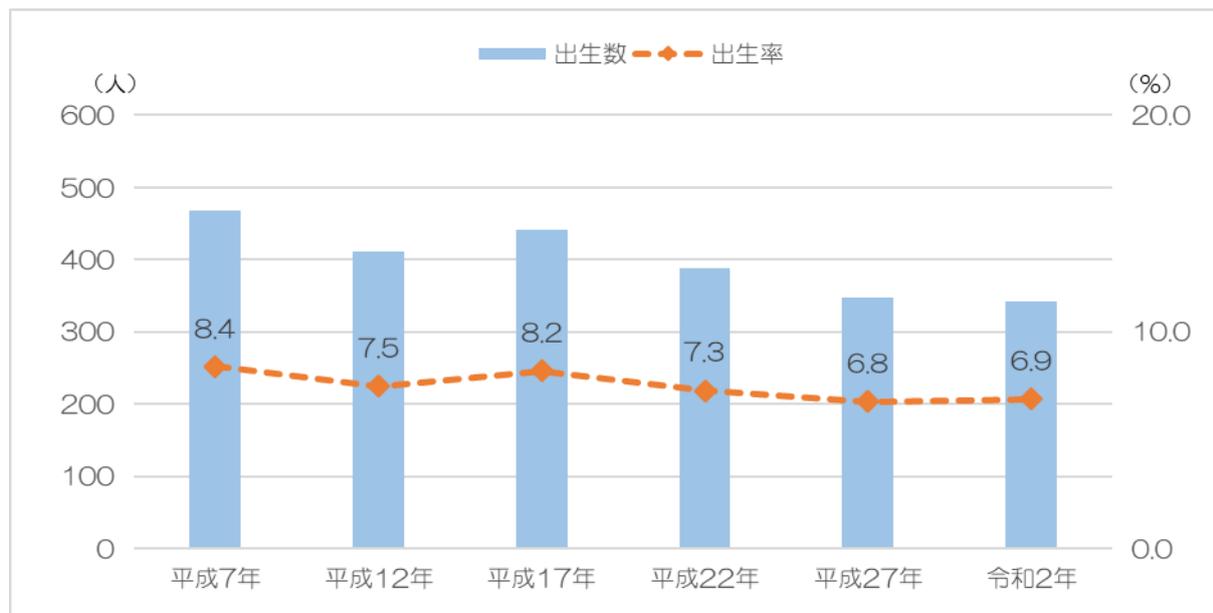
資料：国勢調査、山口県人口移動統計調査

令和2年国勢調査の結果公表前のため、平成27年までの数値は国勢調査、令和2年の数値は、令和2年10月1日現在の山口県人口移動統計調査の数値を記入しています。

4 子どもの状況

令和2年の本市の出生数は、342人となり、出生率は、平成7年と比較して1.5ポイント減少しています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
出生数	468人	412人	442人	388人	348人	342人
出生率	8.4	7.5	8.2	7.3	6.8	6.9



資料：山口県保健統計年報、山口県人口移動統計調査 ※出生率(1,000人あたり)＝出生数／総人口×1,000

令和2年山口県保健統計年報は結果公表前のため、令和2年の数値は、令和2年10月1日現在の山口県人口移動統計調査の数値を記入しています。

また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数といわれる合計特殊出生率は、全国的に低下していましたが、平成22年以降上昇傾向にあります。一方、現在の人口を維持するために必要とされる水準(2.07)を下回っており、全国的に少子化が進行しています。

合計特殊出生率

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国		1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	
山口県		1.50	1.47	1.38	1.56	1.60	
光市	旧光市	1.55	1.52	1.49	1.60	1.63	—
	旧大和町	1.42	1.25				

資料：光市子ども・子育て支援事業計画、山口県人口ビジョン、山口県人口動態の年次別推移(人口動態・合計特殊出生率)、厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

令和2年については、令和2年国勢調査の結果公表前で確定していないため、未記入としています。

5 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

障害別にみると、肢体不自由が 50.1%と最も多く、次いで内部障害が 35.3%となっています。

また、障害の等級別は、1級が 30.0%と最も多く、2級とあわせた重度の障害者が全体の 43.0%となっています。

種類	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
所持者	88 人	159 人	26 人	932 人	657 人	1,862 人
構成比	4.7%	8.5%	1.4%	50.1%	35.3%	100.0%

等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
所持者	559 人	241 人	347 人	461 人	136 人	118 人	1,862 人
構成比	30.0%	13.0%	18.6%	24.8%	7.3%	6.3%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和 3 年 4 月 1 日現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、B（中・軽度）が全体の 57.0%を占めています。

程度	A（重度）	B（中・軽度）	合計
所持者	191 人	253 人	444 人
構成比	43.0%	57.0%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和 3 年 4 月 1 日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、1級（重度）と 2級（中度）で全体の 67.1%を占めています。

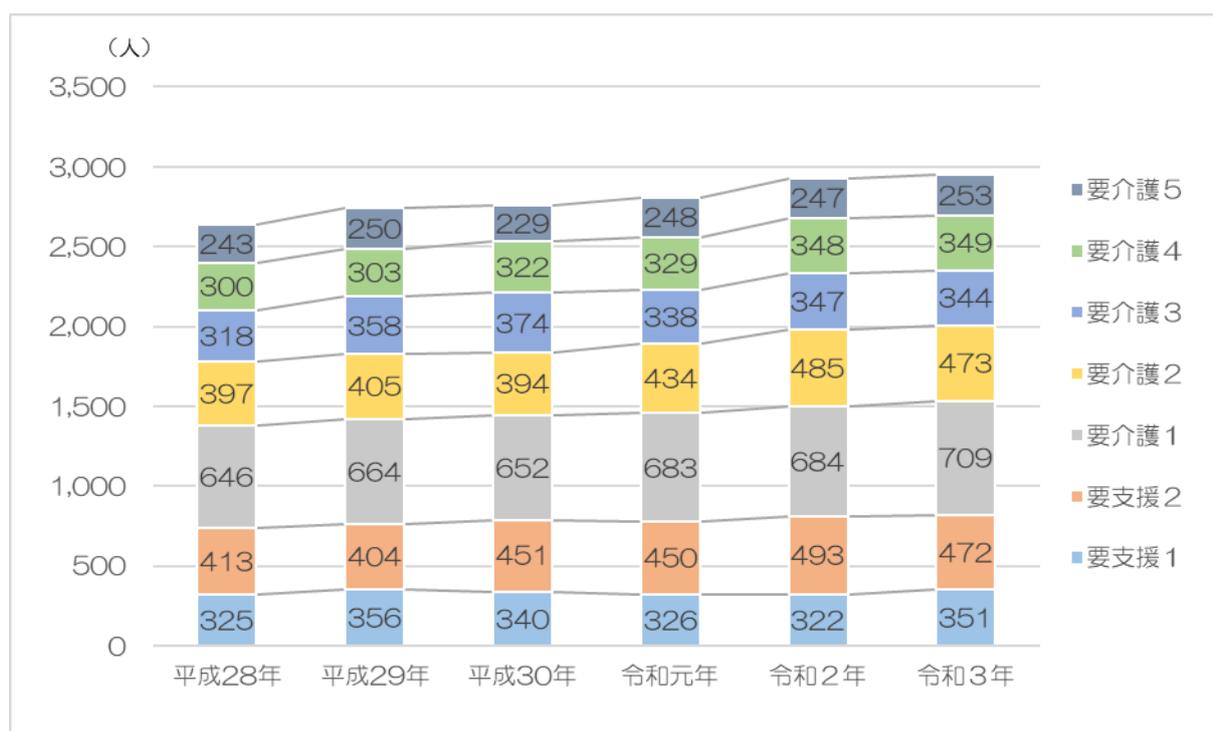
等級	1 級	2 級	3 級	合計
所持者	58 人	162 人	108 人	328 人
構成比	17.7%	49.4%	32.9%	100.0%

資料：福祉総務課資料（令和 3 年 4 月 1 日現在）

6 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあり、今後、高齢化（とりわけ後期高齢者の比率が上がる）の進展により、重度化が想定されます。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
要支援 1	325 人	356 人	340 人	326 人	322 人	351 人
要支援 2	413 人	404 人	451 人	450 人	493 人	472 人
要介護 1	646 人	664 人	652 人	683 人	684 人	709 人
要介護 2	397 人	405 人	394 人	434 人	485 人	473 人
要介護 3	318 人	358 人	374 人	338 人	347 人	344 人
要介護 4	300 人	303 人	322 人	329 人	348 人	349 人
要介護 5	243 人	250 人	229 人	248 人	247 人	253 人
合計	2,642 人	2,740 人	2,762 人	2,808 人	2,926 人	2,951 人



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告月報（各年 3 月 31 日現在）

第2 地域福祉を支える人材等の状況

地域では、関係組織等をはじめ多くの方々が、それぞれの立場で地域福祉の活動に参加・協力しており地域福祉の支えとなっています。

1 人材・団体の状況

- (1) 民生委員・児童委員【地区担当委員：110人(1人あたり平均約212世帯を担当)、主任児童委員：12人】

厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の福祉に関する相談援助活動など、社会奉仕の精神をもって様々な取組を行っています。また、児童福祉を専門とした主任児童委員も設置されています。

- (2) 福祉員【357人】

自治会を単位として、1～2人の福祉員が市(地区)社会福祉協議会から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者の訪問活動(敬愛訪問活動)をはじめとした小地域での福祉活動や、地区社会福祉協議会の諸事業の支援を行っています。

- (3) ジュニア福祉員【574人】

地区社会福祉協議会から委嘱を受けた、市内の小学校高学年児童が、地域に暮らす全ての方々が明るく楽しく暮らすための活動として、高齢者等の訪問活動やあいさつ運動、地区の行事等に参加しています。

- (4) 老人クラブ【65単位クラブ、友愛訪問活動員：130人】

地域の高齢者が自主的に組織し、お互いの交流を深めるためにボランティアや各種学習会、スポーツなどの活動を行うと同時に、友愛訪問活動として、訪問員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動を行うなど、地域のために生涯現役で活動しています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

- (1) 見守りネットワーク【対象：158世帯】

民生委員・児童委員が中心となり、地域で暮らす支援の必要な世帯を対象とした見守り活動を、地域の関係者・組織と協働ですすめています。

- (2) ふれあい・いきいきサロン【84箇所】

身近な地域のなかに、「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場所をつくることで「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動として、自治会組織や老人クラブなどが中心となって自主的に運営されています。

3 ボランティアセンターの状況【団体登録：30、個人登録：122人】

団体や個人がボランティア登録し、高齢者や障害がある人への支援をはじめ、施設や行事など地域で様々な活動を行っています。

第3 第3期計画の成果・課題

第3期計画では、住民同士の助け合いや地域の支え合いによる「互助」の取組を推進し、基本理念である「みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」に向けて、3つの基本目標を柱に計画を推進してきました。

第3期計画の推進にあたり、地域福祉計画で設定した事業指標、及び地域福祉活動計画における成果と課題は次のとおりです。

1 基本目標Ⅰ「地域を支える人づくり」

住民の日頃からの生きがいつくりや健康づくりなどをはじめ、福祉意識の高揚や福祉活動への住民参加の促進、ボランティアの育成・活動の支援、コーディネーターの養成などに取り組みました。

●事業指標

項目	策定時 (H28)	目標値 (R3)	近況値
地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	52.3%	60.0%	54.7%(R3)
介護予防事業の参加者数(年度)	2,156人	3,450人	2,323人(R2)
普段から健康に心がけている人の割合	83.6%	95.0%	85.1%(R3)
福祉ボランティア活動に参加している人の割合	13.3%	25.0%	9.2%(R3)
障害者(児)を支援したことがある人の割合	25.4%	40.0%	34.3%(R3)
認知症サポーター養成講座受講者人数(累計)	7,659人	10,600人	9,280人(R2)
生活支援コーディネーターの人数	—	7人	3人(R2)

●成果と課題

成 果

- ボランティア初級講座をはじめ、託児ボランティア、傾聴ボランティアなど、ボランティアニーズの高い内容をテーマに講座を毎年開催したことで、地域におけるボランティア活動の実績に繋がった。
- 災害ボランティアセンター運営スタッフの養成講座を毎年開催するなか、平成30年7月に市内で発生した豪雨災害発生時には、実際にボランティアセンターを立ち上げ、受講者が運営スタッフとして活躍した。
- 福祉教育研修会では、市内高等学校も新たに参加し、各地区で学校間の情報共有を行った結果、高等学校での福祉教育の機会が拡充した。
- 常勤のボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターが配置されたことで、両コーディネーターが地域の福祉ニーズやボランティアニーズに対し、連携・協働しながら効果的に対応した。

課題

- ボランティア講座等の各種福祉研修会への幅広い世代の参加促進について検討する必要がある。
- 各種ボランティアの育成を推進すると同時に、活動の場の提供や地域課題を解決するための組織化を図る必要がある。
- 教育現場での福祉教育に加えて、地域の担い手を育成するための福祉教育の充実を図る必要がある。
- 生活支援コーディネーターの認知度を更に上げ、相談窓口としての機能強化や地域を巻き込んだ活動の充実を図る必要がある。

2 基本目標Ⅱ「人がつながる仕組みづくり」

支え合いによるネットワークや相談・情報提供体制を整えるとともに、地域で支援が必要な人を見守り、必要な支援や福祉サービスにつなげる体制の構築と充実を図りました。

●事業指標

項目	策定時 (H28)	目標値 (R3)	近況値
高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	13 事業所	23 事業所	14 事業所 (R2)
ひかり見守りネットの協力事業者数	—	300 事業者	183 事業者 (R2)
ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	282 人	400 人	286 人 (R2)
子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数 (年度)	3,599 件	3,850 件	7,185 件 (R2)
高齢者に関する相談人数 (延人数)	2,403 件	3,050 人	3,297 人 (R2)
光市生活自立相談支援センターへの相談件数 (年度)	99 件	120 件	268 件 (R2)
地域の生活支援の取組を推進する協議体数	—	6 協議体	6 協議体 (R2)

●成果と課題

成果

- 福祉員研修会を各地区で毎年開催し、地域で無理なく活動が継続できるよう支援した。
- 第1層生活支援コーディネーターの配置と生活支援サービス情報提供窓口を開設し、生活課題に関する相談を受付けるとともに、積極的に情報発信した。
- 市社協が主催となり、相談の今日的な課題をテーマに相談員研修会を毎年開催し、相談に携わる福祉関係者のスキルアップを図った。
- 「自立生活相談支援センター」による相談対応では、ひきこもりの相談など地域に潜在する今日的なニーズを把握した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの相談を受付け、緊急の福祉資金貸付により対応した。
- 生活支援体制整備事業において第2層協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置ができ、高齢者の在宅生活における課題解決に向けた話し合いが活発化した。

課題

- 福祉員によるひとり暮らし高齢者の見守り対象者が増加するなかで、対象範囲の見直しや効果的な見守り活動による負担の軽減策について検討する必要がある。
- 福祉に関係する各種相談窓口では、8050 問題やひきこもり、貧困問題などの今日的な課題に関連するものが増加しており、相談員のスキルアップと関係機関とのネットワークの強化が求められている。
- 互助の活動による生活支援サービスの拡充を図り、高齢者が住みやすい地域づくりを推進する必要がある。

3 基本目標Ⅲ「共に支え合う地域づくり」

地域における関係組織（団体、企業、福祉施設等）の相互連携の強化や権利擁護事業の推進など、地域の住民や団体による安心して生活できる地域づくりを推進しました。

●事業指標

項目	策定時 (H28)	目標値 (R3)	近況値
自主防災組織率（加入世帯の割合）	94.6%	96.5%	92.6% (R2)
市民活動団体の登録数	72 団体	80 団体	58 団体 (R2)
認知症高齢者等声かけ訓練実施回数（年度）※	3 回	4 回	0 回 (R2)
老人クラブの会員数	3,731 人	4,300 人	3,471 人 (R2)
ふれあい・いきいきサロンの登録数	75 サロン	100 サロン	84 サロン (R2)

※平成 30 年度までは「徘徊模擬訓練実施回数」

●成果と課題

成果

- 市内の社会福祉法人で組織する「光市社会福祉法人地域公益活動連絡会」を立ち上げ、関係法人が連携して行事の支援や地域の福祉課題の解決に努めた。
- 地域福祉権利擁護事業による金銭管理等の日常生活支援を進めるなかで、判断能力が更に低下した対象者を、法人による後見制度の利用に積極的に繋げた。
- 生活支援体制整備事業の第 2 層協議体として取り組む福祉課題の把握と解決に向けた協議に生活支援コーディネーターが参加、必要な情報提供やサービスのコーディネートを行った。

課題

- 社会福祉法人地域公益活動連絡会に、市内全ての社会福祉法人が参加していないため、参加を促進し、法人全体が連携・協働し地域課題の解決に取り組む必要がある。
- 地域共生社会の実現に向けて、企業や商店、福祉施設、団体等を巻き込んだ地域のネットワークづくりを進める必要がある。
- 生活支援体制整備事業としてコミュニティ協議会単位（5 地区）で展開している第 2 層協議体の活動について、市内全地区での実施に向けた生活支援コーディネーターによる支援と広報活動に努める必要がある。

第4 市民アンケート結果から見る地域の課題

1 近所とのつながりについて（資料P● 設問7～9を参照）

近年、全国的に近所づきあいが低下し、地域におけるつながりが希薄化する中、本市においても近所とのつきあいに消極的な傾向が見られます。一方で、災害時の手助けや安否確認のほか、日常的な話し相手・困ったときの相談相手や買い物・ゴミ出しの手伝いなど、日常生活における支援も広く求められています。

地域のつながりの希薄化は、地域からの孤立をはじめ、近所の変化や地域の生活課題に気付くことが遅れたりする恐れがあります。

地域福祉を推進するためには、地域や地域住民のつながりや助け合い・支え合いが重要であることから、互助の意識を高める取組とともに、地域の生活課題に対応するための人材を育成する必要があります。

2 福祉（高齢者、障害のある人、子ども、健康・医療）に対する考えについて

（資料P●～● 設問10～14を参照）

全ての分野で医療や介護などの公的サービスをはじめとする各種サービス提供体制の整備・充実や相談窓口・相談体制の充実が求められており、公的サービスの一層の充実とともに、分野を超えて、一体的に支援できる包括的な相談支援体制の整備も必要となってまいります。

また、買い物や通院の際の移動手段など日常生活への支援、認知症高齢者・障害のある人への理解や協力、見守り活動など、地域で取り組める活動も求められています。

さらに、福祉情報の入手方法は、市広報「ひかり」や「自治会の回覧板」など、主に紙媒体が多いことから、広報紙などの充実を図るとともに、インターネットなどを活用した幅広い世代への情報発信が必要です。

3 地域における活動について（資料P●～● 設問15～18を参照）

地域での活動に参加していない人が8割を超えています。その理由として「時間的・精神的に余裕がない」「何をしたら良いか分からない」が上位を占め、一方で、「時間的余裕」や「一緒に参加する人」があれば参加しても良いと思うも上位を占めており、地域活動やボランティア活動に関心のある人が潜在的にいることが伺えます。

地域の活動を活性化するため、こうした人を地域活動やボランティア活動につなげていく必要があります。

4 地域福祉について（資料P●～● 設問19～25を参照）

地域福祉を推進するため、住民自身の役割として重要なことは、「住民同士の助け合い意識の向上」が5割を超えています。引き続き、互助の意識を高める取組とともに、主体的（自発的）に地域活動に参画する意識の醸成も必要です。

行政に求める役割としては、「分かりやすい情報提供」や「福祉サービスの向上」「困っている人の早期発見、支援の仕組みづくり」が上位を占めていますが、互助意識の醸成や地域で活動する人材の育成や支援なども求められています。

また、市社会福祉協議会や福祉事業者の役割については、「気軽に利用できるサービスの提供」「利用しやすい施設の充実」「専門職員の人材育成と確保」が上位を占めています。

行政や市社会福祉協議会、福祉事業者がそれぞれの役割分担のもと連携し、地域福祉を担う人材の育成や福祉サービスの提供など、地域福祉に資する取組に努めることが必要です。

また、地域活動とプライバシーの開示については、半数の人が地域の助け合いに必要なプライバシー情報を開示しても良いとする一方で、開示に不安を示す人も3割を超えており、地域活動においては、個人情報の適切な取り扱いとプライバシーへの配慮が必要です。

5 成年後見制度について（資料P●～● 設問 26～31 を参照）

7割を超える人が「知っている」「名称は知っている」と回答しており、名称については周知されていることが伺えます。一方で、制度の利用については、5割の人が「わからない」、市民後見人としての活動については8割の人が「興味がない」と回答しており、成年後見人制度に関する情報提供を進め、制度の周知を図るとともに、相談や支援を受けやすい環境を整える必要があります。

6 地域福祉を支える仕組みづくりに向けて（資料P●～● 設問 32～34 を参照）

生活上の問題に対する相談先は、「家族や親族」や「友人・知人」が多く、次いで、若年層を中心に「インターネット・SNSなど」となっています。こうした個人や世帯が抱える生活上の問題について、地域や住民が把握し、解決できる環境づくりとともに、必要に応じて、その解決に資する支援を行う行政機関等につなげる仕組みづくりが必要です。

また、避難時に手助けを求める先は「家族や親族」の割合が最も高く、「近所の住民」や「自主防災組織」の割合は低い状況にあります。

近所とのつながりにおいて、「自分や家族に手助けが必要になったときに近所の人にしてほしい支援（設問8）」、または「近所で手助けが必要な家庭があったときにできる支援（設問9）」では、「災害時の手助け」と多くの人が回答されており、地域や住民同士の助け合いによる避難体制の整備も重要です。

7 自由意見から

高齢により運転が困難になった場合や運転免許証返納後の移動手段に不安を感じる意見が複数あり、買い物や通院など日常生活における移動手段の確保が求められています。また、住民による話し合いや運動・多世代間の交流の場、ボランティア活動の紹介など、コミュニティセンターなどを活用した地域の交流や活動の促進、地域活動やボランティア活動に関する情報提供も求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

第3期計画では「みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」を基本理念に、「自助」とともに、住民同士の助け合いや地域の支え合いによる「互助」に視点を置いた取組を進めてまいりました。

第4期計画は、第3期計画を継承しつつ、新たに「地域共生社会の実現」の視点を取り入れ、心ゆたかな福祉のまちづくりを目指します。

基 本 理 念

みんなが やさしきでつながり 支え合う
心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標は、計画策定市民懇話会及び市民アンケートでの意見を踏まえ設定したもので、基本目標を具現化するため、地域福祉計画においては施策を、地域福祉活動計画においては、活動目標及び個別施策を定めました。

基本目標Ⅰ

地域を担い支える人づくり

地域福祉の推進に不可欠な人材について、住民自身による日頃からの生きがづくり、健康づくりや介護予防活動をはじめ、福祉に対する意識の醸成、ボランティア活動の推進など、地域を担う人材の育成と活動を支援していきます。

基本目標Ⅱ

やさしさを人がつなげる仕組みづくり

地域住民や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、地域で支援が必要な人を思いやりとやさしさで見守るとともに、必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談支援体制や情報提供体制の整備など、地域福祉の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ

支え合い安心して生活できる地域づくり

支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進するため、災害時や地域課題の解決に資する地域のつながりを強化し、地域の人材や団体を活用・支援し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

○『地域福祉計画・地域福祉活動計画』体系図

基本理念

みんなが やさしきでつながり 支え合う
心ゆたかな福祉のまちづくり

基本目標	地域福祉計画 (P 30～) (市)	地域福祉活動計画 (P ●～) (社会福祉協議会)	
	施策	活動目標	具体的な取組
Ⅰ 地域を担い支える 人づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民が主体的に取り組む生きがいと健康づくり 2 地域福祉を推進する意識の醸成 3 地域福祉活動の担い手育成と活動の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉活動への住民参加促進 2 福祉教育の充実 3 ボランティアの育成と活動支援 	<p>地域福祉を担う人材の育成と支援、住民が取り組む活動の充実</p> <p>地域福祉への理解促進、福祉教育の支援</p> <p>ボランティア活動への参加促進、コーディネーターの養成・支援等</p>
Ⅱ やさしきで人がつながる 仕組みづくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の見守り体制の強化 2 必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実 3 支援が必要な人を支える包括的な支援体制の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域で支え合う体制づくり 2 包括的な相談体制の整備 3 包括的支援の充実 	<p>要支援者見守り活動・福祉員活動の推進、生活支援体制整備事業等</p> <p>相談支援体制、生活困窮者自立支援事業による相談援助の充実</p> <p>生活支援コーディネーターによる福祉活動の支援等</p>
Ⅲ 支え合い安心して生活できる地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域のつながり強化 2 誰もが安心して生活できる環境づくり 3 地域団体の活動支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の多様な組織の連携強化 2 権利を擁護する取組の充実 3 地域で安心して暮らすための活動支援 	<p>地域団体・組織等との連携、企業等社会貢献活動の推進等</p> <p>権利擁護事業の推進、法人後見事業の利用促進等</p> <p>福祉課題を把握・解決する体制整備、災害への対応</p>

第4章 計画の推進と進行管理

第1 計画の推進

1 推進

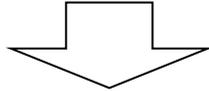
本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置付け、市民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

2 連携

互いに支え合う心ゆたかな福祉のまちづくりを目指し、市民・地域をあげて、効果的に取り組むため、市、市社会福祉協議会のほか、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関などとの連携を強化していきます。

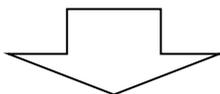
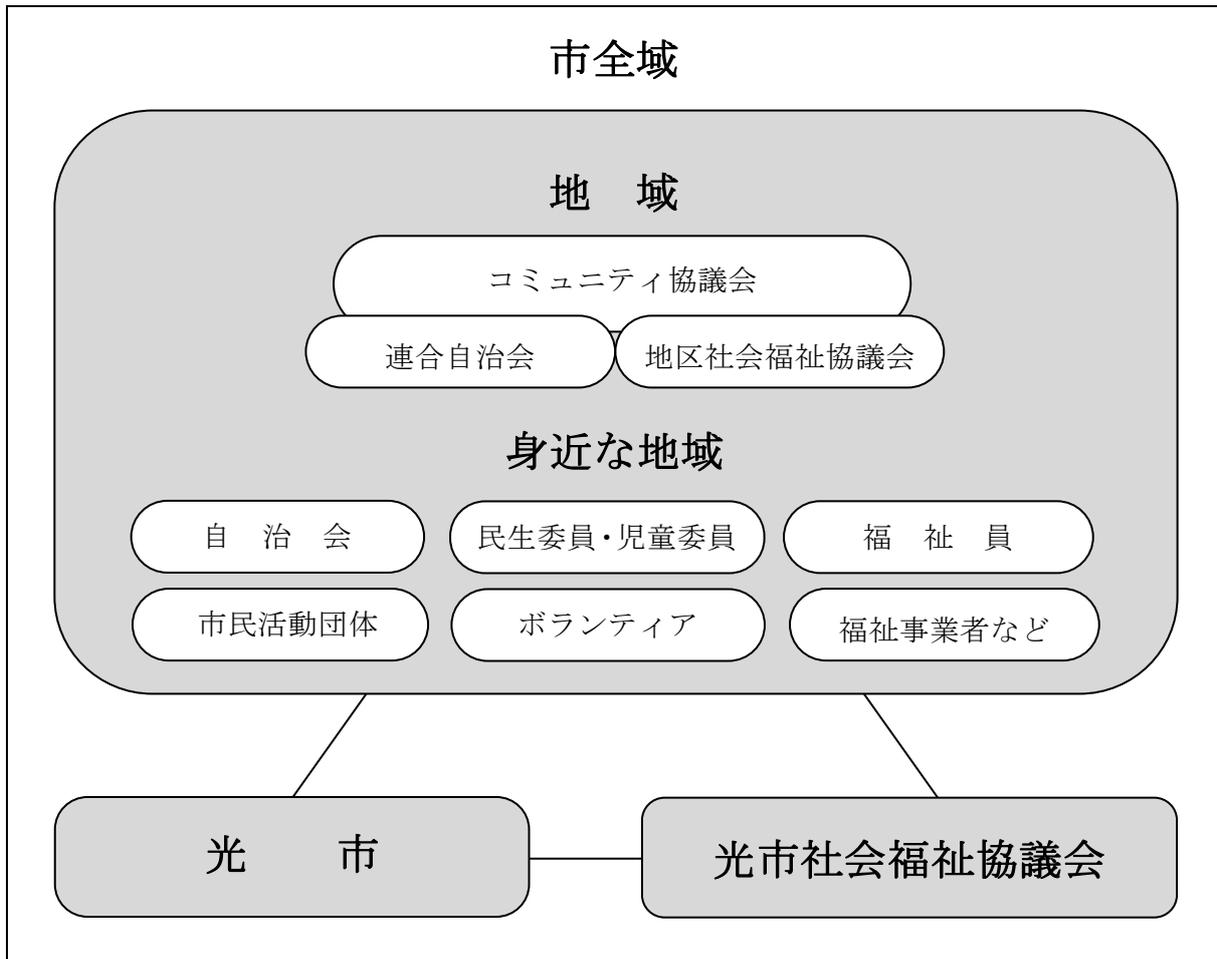
【各主体の連携による地域福祉推進のイメージ】

第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進



光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

計画推進・進捗状況の確認



基本理念 みんなが やさしさでつながり 支え合う

心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 それぞれの役割

“みんなが やさしきでつながり 支え合う
心ゆたかな福祉のまちづくり” をめざすために

地域福祉の主役は地域で暮らす市民一人ひとりです。地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支え合う地域づくりを実現していくためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域において活動するコミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

自分でできることを自分でする「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、地域における課題を自らの問題として考え、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。特に、定年退職した世代は、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域活動の大切な担い手として積極的に参画することが期待されます。

2 地域・団体の役割

(1) 地域の組織・団体

コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などは、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担うことが期待されています。市や市社会福祉協議会は、これらの地域組織・団体の活動と連携して地域福祉を推進していきます。

地域の課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いに連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが大切です。

また、コミュニティ協議会は、地域の福祉活動を担うそれぞれの組織・団体が連携を図りながら活動を進めていく協議やつながりの場として機能することが期待されます。

(2) 市民活動団体

それぞれの団体の活動をとおして、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活性化するとともに、福祉活動にとどまらず、活動内容の広報や行政との連携・協力を行うことが期待されます。

(3) 福祉事業者

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、市民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的・物的資源を活かしながら、市民が地域活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

3 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的としています。

このため、市社会福祉協議会は、行政と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、具体的な行動（活動）計画を策定し、その推進において市民、各種団体や市との調整役としての役割を担います。

4 行政（市）の役割

市は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。

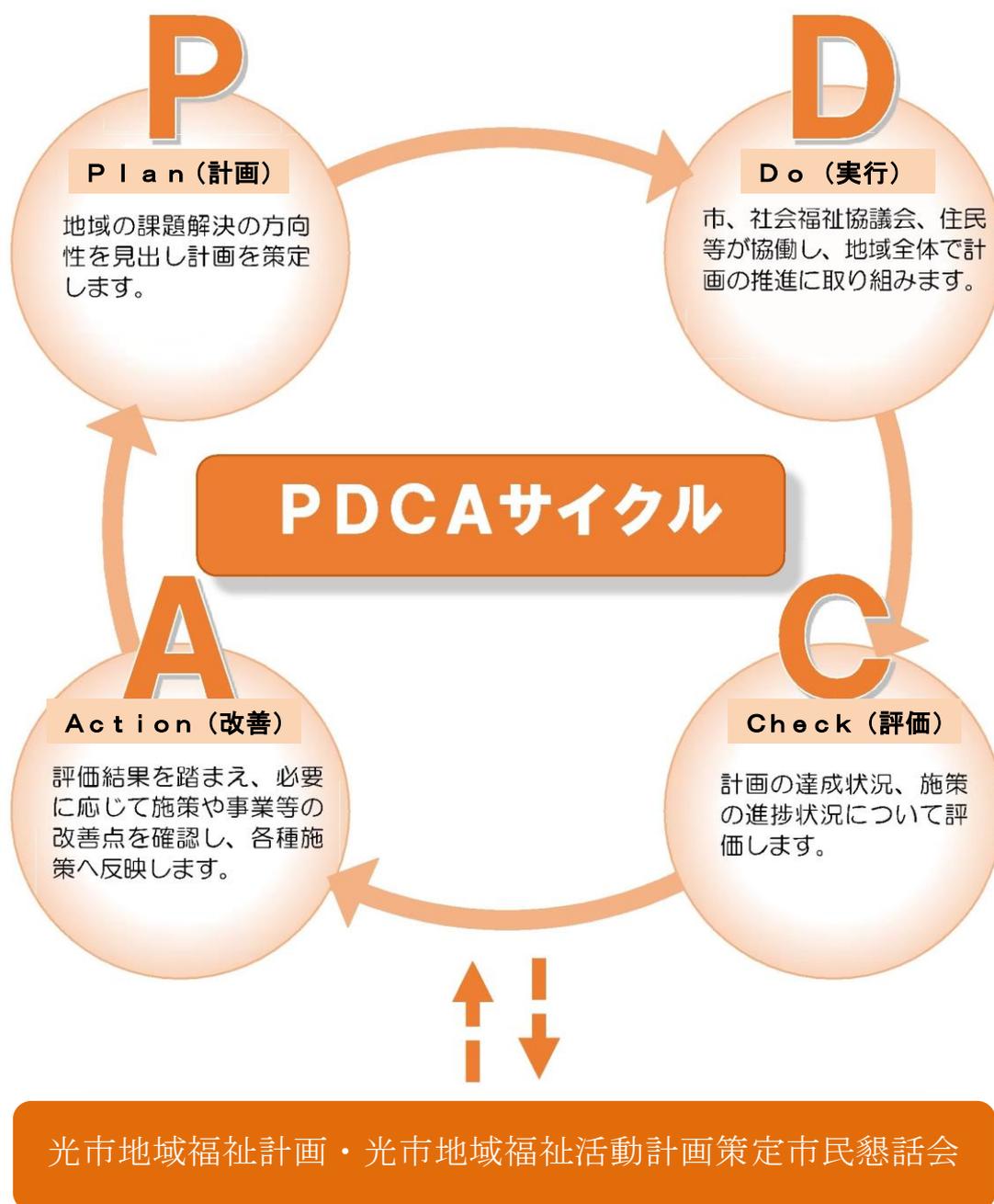
また、市民による「自助」や「互助」の取組を促進するため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力し、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努める必要があります。

このため、介護保険制度などの「共助」や生活保護などの「公助」を適切に活用しつつ、計画が効果的に推進できるように福祉保健部を中心に各関係部局と連携し、計画に掲げる事業の進捗状況を踏まえつつ計画の推進に努めていきます。

第3 計画の進行管理

計画の進捗状況の確認や評価については、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」において、第3次光市総合計画との整合性を考慮し、総合計画に掲げる数値目標などを用いて地域福祉の推進がどの程度進んだのか PDCA サイクルのもとに評価し、計画の推進を図ります。

なお、進捗状況や施策の見直し等協議した結果については、市のホームページや社協だよりにより広く市民の皆さんに公表します。



第Ⅱ部

計 画 編

第1章 光市地域福祉計画（施策の展開）

基本目標Ⅰ 地域を担い支える 人づくり

～市民の主体的な活動をとおして
地域で活躍する人づくりに取り組みます～

1 市民が主体的に取り組む生きがいと健康づくり

■現状と課題

地域福祉活動を推進するためには、地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、生きがいを感じながら地域福祉活動に参加することが大切です。

特に、高齢者は生きがいを持って充実した生活を送れるよう、自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かしていきいきと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。また、障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、支援の「受け手」としてだけでなく、「支え手」として互助の意識による社会参加が重要となってまいります。

すべての市民が健康で豊かな人生を送るためには、生涯を通じた健康への取組を行うことが重要であり、中でも健康の保持増進のため、生活習慣病などの疾病予防、運動機能の低下予防や認知症予防などへの取組とともに、市民が自主的に活動することが重要となります。そのため、日常から自身の身体の健康状態を知り、市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み「健康寿命の延伸」を目指すことが必要です。

■施策の方針

①社会参加の推進と生きがいづくり

高齢者や障害のある人が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、地域社会の担い手として、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送るために、意欲や関心を持って社会・地域活動に参加するための活動を推進します。

②市民の健康づくりと介護予防に向けた取組の推進

市民の健康意識の向上を図り、健康診断や各種検診等の受診をはじめ、健康の保持増進のための健康づくり及び介護予防のための身体機能の維持改善を推進します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・趣味や特技、経験などを活かし積極的に地域活動に参加します。
- ・「自分の健康は自分で守る」という考えのもと、自ら健康的な生活習慣を実践し、健康づくりに主体的に取り組めます。

○地域・団体の取組

- ・多くの人が役割を持ち、活動に参加できるよう活動内容や募集方法を工夫します。
- ・個人の取組を支える健康づくり活動を家庭、地域、学校、職域、関係団体等と連携して取り組みます。

○行政の取組

- ◆高齢者の社会参加を進めるため、ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの活動の支援
- ◆自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かした地域貢献や自らの介護予防につながる「介護支援ボランティアポイント事業」の推進
- ◆日常の健康管理に役立つ情報の提供や、各種健（検）診や健康づくり推進計画に基づく事業等を通じた市民の健康づくりの推進

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	54.7%	60%	地域づくり推進課
②介護予防事業の参加者数（年度）	2,323人	4,030人	高齢者支援課
③普段から健康に心がけている人の割合	85.1%	95.0%	健康増進課

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【R3】

②高齢者支援課【R2】

③市民アンケート【R3】

2 地域福祉を推進する意識の醸成

■現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や単身世帯の増加等により、全国的に近所づきあいが低下し、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。

市民アンケート調査では、近所づきあいに消極的な人が半数を占める一方で、自分や家族に手助けが必要になったとき、または近所で手助けが必要な家庭があったときの支援内容は、災害時の手助け、安否確認の声かけ・見守り、日常的な話し相手・困ったときの相談相手がともに上位を占め、相関関係にあることが伺えます。一方で、地域には、様々な生活上の課題を抱え、支援や配慮を必要とする人がいます。

こうした地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、近所づきあいからはじまる互助の取組を進めるとともに、地域の生活課題を「我が事」として考え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。

■施策の方針

①福祉意識の醸成

地域の人が、お互いに助け合い支え合う互助の意識の普及啓発に取り組むとともに、地域の生活課題を把握し、その解決に向けた活動に主体的に参画する意識の醸成に努めます。

②バリアフリーの理解と促進

障害や障害のある人など、支援や配慮を必要とする人の社会参加を促すため、物理的な障壁の解消だけでなく、正しい理解と認識を深めるとともに、見守りや交流を促進することで、差別や偏見意識を払拭し、お互いが尊重し合える心のバリアフリーの推進に努めます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の様々な課題や問題に関心を持ち、講演会や研修会に積極的に参加します。
- ・地域の課題や問題の解消に向け、地域の人と協力して取り組みます。

○地域・団体の取組

- ・地域や団体で市の出前講座などを利用した学習の場を設けます。
- ・地域や団体同士が連携し、地域の課題解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆地域づくり支援センターや各コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域活動の支援
- ◆地域の課題や問題の解決につながる出前講座の企画・実施
- ◆心のバリアフリーへの理解と啓発につながる情報提供や啓発活動、講演会等の開催

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①障害者（児）を支援したことがある人の割合	34.3%	40.0%	福祉総務課
②あいさポーター研修受講者数 (累計)	533 人	800 人	福祉総務課

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【R3】

②福祉総務課【R2】(H27-R2 累計)、目標値は H27-R8 累計

3 地域福祉活動の担い手育成と活動の支援

■現状と課題

超高齢社会にある本市では、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り安心して快適に在宅で生活するためには、介護保険制度や各種福祉制度など公的な支援（フォーマルサービス）の他、地域住民やボランティアが行う見守りやごみ出しなど住民の互助による軽度な生活支援（インフォーマルサービス）が求められています。

市民アンケート調査では、地域での活動に参加していない人の割合が高い一方で、「時間的余裕」や「一緒に参加する人」があれば参加しても良いと思う人も多く、地域活動やボランティア活動に関心のある人が潜在的にいたることが伺えます。また、生活上の問題については、家族や友人・知人に相談する人が多い状況です。

今後は、地域の福祉活動やボランティア活動を推進する担い手の育成や、個々の生活課題を集約し、地域の課題を発掘・抽出するとともに、多様な生活支援ニーズとボランティアをマッチングするコーディネーターを養成することが必要です。

■施策の方針

①担い手の確保と育成

多くの市民が認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者となる「認知症サポーター養成講座」や障害のある人に対する「ボランティア養成講座」、「あいサポート運動」などをおして、ボランティアなど新たな地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。

②ボランティア活動への参加に向けた支援

ボランティアに関する情報提供や相談窓口を周知し、市民のボランティアに対する関心を高め、ボランティア活動への参加につなげる取組を推進します。

③地域福祉活動の支援

地域福祉活動を推進するため、地域における様々な課題を発掘・抽出し、地域の生活課題は地域で解決し、必要に応じて公的サービスにつなぐ等ニーズに応じた支援をマッチングできる生活支援コーディネーターを養成します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・ 地域の問題や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけ積極的に参加します。
- ・ 地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組

- ・ 各団体間でも交流を深め連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・ 誰もが参加しやすい地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を行います。

○行政の取組

- ◆地域活動のリーダーや新たな担い手となる人たちに向けた学習会や研修会等の開催
- ◆社会福祉協議会と連携した地域の課題の発掘及びニーズと支援をマッチングできる地域の実情に応じた生活支援コーディネーターの養成

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①認知症サポーター養成講座受講者人数（累計）	9,280人	13,600人	高齢者支援課
②福祉ボランティア活動に参加している人の割合	9.2%	25.0%	福祉総務課
③生活支援コーディネーターの人数	3人	8人	高齢者支援課

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【R2】（H18-R2累計）、目標値はH18-R8累計

②市民アンケート【R3】

③高齢者支援課【R2】

基本目標Ⅱ やさしさに人がつながる 仕組みづくり

～地域で支援の必要な人を見守り支える
包括的な相談支援の仕組みをつくります～

1 地域の見守り体制の強化

■現状と課題

認知症高齢者を抱える家庭やひとり暮らし高齢者の増加や、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭が地域で孤立することが懸念されています。

市民アンケート調査では、高齢者や障害のある人、子どもの健全な育成に対する意見として、認知症高齢者や障害のある人に対する理解や協力、地域による見守りやあいさつ運動など、地域で取り組める活動も求められています。

このため、地域の各組織・団体がお互いの役割を尊重し、行政との連携を図りつつ、お互いを思いやる「やさしさ」で地域を見守る体制の強化が必要です。

■施策の方針

①地域の見守り活動の推進

認知症高齢者を抱える家庭をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、子育て世帯等を地域や関係団体で見守り、必要に応じて関係機関につなげる体制の充実を図ります。

②虐待の防止

子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やDV被害の未然防止、早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や関係機関の連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域活動や児童の登下校等に合わせて、散歩・ジョギング、買い物を行うなど、あいさつや声かけ、見守りを心がけます。
- ・隣近所で気にかかる人や家庭があれば、地域の見守り活動につながるよう情報提供し、積極的に活動に協力します。
- ・虐待と思われる様子が気が付いた時は、警察や児童相談所、市へ速やかに連絡します。

○地域・団体の取組

- ・地域・団体でできる見守り活動に積極的に参加します。
- ・各種団体同士で連携を図りながら見守り活動に取り組みます。

○行政の取組

- ◆認知症高齢者等見守りネットワークをはじめ、「高齢者見守り活動」や被虐待高齢者などの見守りなど、地域における見守りネットワークの充実
- ◆子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成など、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークの充実
- ◆警察等の関係機関や関係部署と連携したDV被害者の安全確保と支援
- ◆地域で孤立しがちな家庭などの早期発見・早期対応を図るため、地域の組織や団体の連携・協力関係を強化した継続的な見守り活動の支援
- ◆多くの人や組織・団体から協力が得られるよう積極的な情報提供とネットワークの拡大

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①認知症高齢者等声かけ訓練実施回数（年度）	0回	5回	高齢者支援課
②高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	14事業所	16事業所	高齢者支援課
③ひかり見守りネットの協力事業者数	183事業者	300事業者	高齢者支援課
④ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	286人	300人	子ども家庭課

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③高齢者支援課【R2】

④子ども家庭課【R2】

2 必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実

■現状と課題

地域には、高齢者や障害のある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な支援を必要とする人がいます。特に、複数の問題を抱える人や相談したい内容が不明確な人、虐待のおそれがある人などは、相談内容から課題を分析し適切な支援につなげていく必要があります。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期発見により問題が重症化する前に対処する必要があります。

■施策の方針

①包括的な相談体制の充実

高齢者や障害のある人、子育て中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、様々な支援を必要とする人を、必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実に取り組みます。

②相談窓口の周知と相談機能の充実

高齢者や障害のある人をはじめ、支援を必要としている人に対し、どこに行けば相談できるのかなど、市民や地域へ相談窓口のPRを図るとともに、様々な相談に適切・迅速に対応できるよう相談機能を強化します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・困っているときは悩みを一人で抱えず、問題が重症化する前に積極的に関係機関の相談窓口を利用します。

○地域・団体の取組

- ・日常生活上の問題を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について情報を把握した場合は、必要に応じて行政機関に連絡します。
- ・日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。

○行政の取組

- ◆市社会福祉協議会が設置され、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援拠点施設である総合福祉センター「あいぱーく光」の強みをいかし、関係する窓口や機関が連携したワンストップによる相談・支援体制の充実
- ◆子ども相談センターの機能充実を図り、気軽に相談できるような体制づくり
- ◆高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化
- ◆生活困窮者の早期把握に努めるとともに、支援が必要な人に対し、相談窓口である「光市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業の円滑な実施

- ◆DV被害者への支援制度の情報提供や相談に対応できる婦人相談員の配置に努めるなど、DV被害者への相談支援体制の強化
- ◆民生委員・児童委員、主任児童委員による活動の積極的な支援
- ◆各種相談窓口や福祉サービスに関する積極的なPRや情報提供
- ◆福祉サービス利用者からの苦情や要望等をサービス提供事業者に情報提供し、福祉サービスの適切な利用の促進

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数(年度)	7,185件	7,000件	子ども家庭課 健康増進課
②高齢者に関する相談人数(延人数)	3,297人	3,540人	高齢者支援課
③光市生活自立相談支援センターへの相談件数(年度)	268件	100件	福祉総務課

※近況値出典【年度】：①子ども家庭課(子ども相談センターきゅっと)【R2】

健康増進課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③福祉総務課【R2】

3 支援が必要な人を支える包括的な支援体制の充実

■現状と課題

高齢者や障害のある人、子育て中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯、「制度の狭間」の問題など、地域には様々な支援を必要とする人がいます。こうした人に適切に対応するためには、保健・福祉・医療などの公的サービスの充実を前提に、分野を超えた「縦割り」から横断的に「丸ごと」つながり、一体的に支援できる包括的な支援体制が必要です。

また、市民アンケート調査では、市民意識として「住民同士の助け合い意識の向上」が5割を超え、地域住民が互いに助け合い、身近な地域の課題や問題点を見つけ出すとともに、その解消に向けた解決策を自ら話し合い、必要に応じて行政など関係機関につないでいくなど、地域の互助力を高め、地域課題の解消を図る地域の体制づくりも求められています。

■施策の方針

①適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害のある人、子ども、健康増進など、分野ごとの公的な福祉サービスの一層の充実を図るとともに、制度の狭間や複合的な課題などに対応するため、関係機関と連携し、支援が必要な人を必要な支援につなげる包括的な支援体制の充実を図ります。

②生活困窮者などへの円滑な支援

生活困窮者や罪を犯した人、DVなどの生活上の困難を抱える人などが地域で孤立することなく、円滑に支援が受けられる体制の充実を図ります。

③地域の課題の把握と共有及び課題解決の場づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民が、その地域の課題や問題について話し合い、課題解決の方法や手段を検討する場の設置に取り組みます。また、検討の場が有効に機能するために、課題解決に向けた地域内の調整や関係機関とつなぎ役としての生活支援コーディネーターの配置に取り組みます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の行事や活動に積極的に参加します。
- ・日常生活を営む上で地域の課題や問題について考えるとともに、解決に向け自らできることはないか考えます。
- ・困った時はお互い様の精神で、無理のない範囲でちょっとしたお手伝いに努めます。

○地域・団体の取組

- ・地域の課題を検討する場に積極的に参加します。
- ・地域や団体のネットワークを有効に活用し、日常から支援の必要な人の発掘に努めます。

- ・地域課題の解決に向けた生活支援コーディネーターとの連携を図り、コーディネーターが活動しやすいよう協力します。

○行政の取組

- ◆地域において、制度やサービスの狭間に埋もれた人を見逃さないよう、地域で支援の必要な人を見つけ出し、地域で支えることのできる体制の整備
- ◆就労や住まい、ひきこもりなど、生活困窮状態にある人の早期把握に努めるとともに、抱える様々な問題や課題を整理し、困窮状態からの早期脱却に向けた生活の自立及び就労を促進するため、「光市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業の円滑な実施
- ◆罪を犯した人等が社会復帰後に再犯の防止を目指し、「光市再犯防止推進計画」に基づく関係機関との連携・協力した支援
- ◆DV被害者の適切な支援やDVの防止を目指し、「光市男女共同参画基本計画」に基づく関係機関との連携・協力した支援
- ◆「光市自殺対策計画」に基づく関係機関・団体等との連携・協力のもと、「生きることの包括支援」として、総合的かつ効果的な施策の推進
- ◆住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が果たすべき役割について共通認識を持ってもらえるよう、地域の互助意識の向上を図ることを目的とした講座や研修会の開催

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①光市生活自立相談支援センターへの相談件数（年度）【再掲】	268件	100件	福祉総務課
②地域の生活支援の取組を推進する協議体数	6協議体	12協議体	高齢者支援課
③生活支援コーディネーターの人数【再掲】	3人	8人	高齢者支援課

※近況値出典【年度】：①福祉総務課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③高齢者支援課【R2】

基本目標Ⅲ 支え合い安心して生活できる 地域づくり

～人々が協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します～

1 地域のつながり強化

■現状と課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生し、地域での支え合いの必要性は高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

一方で、地域における災害時の支援活動では、個人情報やプライバシーの保護や配慮が重要となっています。市民アンケート調査においても、半数の人が地域の助け合いに必要なプライバシー情報は開示しても良いと回答しましたが、不安を感じている人も約3割を占め、個人情報の保護やプライバシーの配慮が求められています。

また、介護疲れやストレス、希薄な人間関係や社会的な孤立などを要因に、高齢者や障害のある人、児童への虐待や8050問題、ひきこもりや孤独死など、様々な社会問題が顕在化しており、早期発見・早期対応・早期解決のためにも地域内の関係者が連携する必要があります。

■施策の方針

①災害時避難行動要支援者への支援

災害時、自力で避難することが困難で支援を必要とする人を把握し、迅速かつ円滑に避難できるよう災害時要援護者名簿の作成・整理・活用等を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域での助け合いの仕組みづくりを推進します。

②地域福祉関係機関等との連携強化

様々な地域の課題の解決に向け、地域包括支援センターをはじめ、「地域自立支援協議会」や「要保護児童対策地域協議会」、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉関係事業者など、関係機関との連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・災害時要援護者名簿の作成や活用などにかかわる取組について理解し、可能な限り協力します。
- ・地域での防災活動に積極的に参加します。

○地域・団体の取組

- ・避難行動に支援を必要とする人を把握し、日常的な見守りや地域活動を通じて災害に備えた体制をつくります。

- ・個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努めます。
- ・他の関係機関と連携を強化し、地域の課題の解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆情報提供や研修などを通じた地域の自主防災活動の支援
- ◆民生委員児童委員協議会など、地域の組織や団体の連携・協力関係の強化による継続的な活動の支援
- ◆社会的な孤独や孤立の問題に対し、国・県の動向を踏まえつつ、地域における状況把握と必要な支援につなげる仕組みづくりの検討

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①自主防災組織率(加入世帯の割合)	92.6%	97.0%	防災危機管理課
②市民活動団体の登録数	58 団体	80 団体	地域づくり推進課

※近況値出典【年度】：①防災危機管理課【R2】

②地域づくり推進課【R2】

2 誰もが安心して生活できる環境づくり

■現状と課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。特に、判断能力が十分でない人が財産管理や契約などで不利益を受けることのないよう支援や権利の擁護が必要です。

しかしながら、市民アンケート調査では、7割を超える人が成年後見制度を「知っている・名称は知っている」と回答していますが、制度の利用については、5割の人が「わからない」と回答しています。このため、成年後見制度の周知を図り、相談や支援を受けやすい環境を整える必要があります。

また、誰もが安心して生活するためには、生活環境の整備だけでなく、ちょっとした困りごとに対しては、お隣同士、ご近所で助け合うとともに、地域の中で声を掛け合いながら、お互いの信頼関係を築き、支え合う関係を強化していくことが必要です。

■施策の方針

①権利擁護体制の充実と成年後見制度の周知・利用促進

高齢や障害のある人等で判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する成年後見制度の利用を推進します。

②安全・安心な地域づくりの推進

地域の支え合いによる防犯体制や買い物など外出時の支援、交通安全対策など、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

③地域で必要な支援を提供できる体制の充実

地域の多様な主体により、地域で支援を受けたい人と支援を行う人をつなぎ、地域で助け合う支援体制の構築を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・自分ひとりでできないことは、隣近所の人に支援や手助けをお願いします。
- ・隣近所で支援が必要な人がいれば、できる範囲で支援します。
- ・挨拶や声かけなど、普段から積極的に地域でのコミュニケーションを図ります。

○地域・団体の取組

- ・ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことで困っている人や家族に対し、隣近所の中で、声を掛け合いながらできる範囲で協力します。
- ・地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの大切さを啓発します。
- ・日頃の活動の中で発見した高齢者等の異変に気づき、必要に応じて市に情報提供します。

○行政の取組

- ◆市社会福祉協議会と連携した権利擁護事業の推進
- ◆「光市成年後見制度利用促進基本計画」のもと、成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けた取組
- ◆関係機関と連携した地域における防犯活動等の支援
- ◆地域の特性に応じた生活交通を確保するため、「地域公共交通計画」のもと、地域で暮らし続けることができる公共交通ネットワークの整備
- ◆地域と行政、社会福祉協議会が連携し、地域の助け合いの仕組みを考える場の設置や地域で支援を受けたい人と支援者をつなぐ生活支援コーディネーターの養成への支援

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8年度)	担当課
①光市の治安が良いと思う人の割合	87.7%	88.0%	生活安全課
②地域の生活支援の取組を推進する協議体数【再掲】	6 協議体	12 協議体	高齢者支援課

※近況値出典【年度】：①市民アンケート【R3】

②高齢者支援課【R2】

3 地域団体の活動支援

■現状と課題

人と人のつながりが希薄化する中、地域行事や活動への参加者の減少や担い手不足などにより、地域活動が衰退し、地域で支え合う力が弱まっていることが懸念されています。

このようなことから、市民の主体的な活動を促しながら地域コミュニティの活性化を図り、地域の中で助け合い、支え合う体制の再構築に向け、地域団体の活動を支援する取組が必要となります。

さらに、令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、地域住民のつながり・支え合いに影響を及ぼし、ボランティアや地域の活動に制約をもたらしています。このため、「新しい生活様式」を実践しながら創意工夫ある活動が求められています。

■施策の方針

①地域福祉活動団体に対する支援の充実

自治会をはじめ、自主防災組織や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、ふれあい・いきいきサロン実施団体、ボランティア団体等の活動を支援します。

②地域交流の促進と拠点づくり

地域の住民やボランティア、各種団体が活動の場として集える機会や拠点づくりを支援し、住民同士のつながりやふれあい、世代を超えた交流を推進します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・自治会や地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組

- ・地域コミュニティの活性化を図り、コミュニティ協議会などが行う活動や行事について周知し、参加を促します。また、各団体間でも交流を深め、連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・年齢や障害の有無に関わらず、多くの人たちが参加できるように工夫し、地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。

○行政の取組

- ◆老人クラブや各種サークルなど、地域で活躍する団体や組織の活動内容の周知と活動の支援、住民参加の促進
- ◆地域コミュニティの活性化を図り、主体的な活動が行われるよう各種団体の活動や創意工夫ある取組への支援
- ◆地域づくり支援センターや各コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域活動の支援

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①老人クラブの会員数	3,471 人	3,600 人	高齢者支援課
②ふれあい・いきいきサロンの登録数	84 サロン	114 サロン	高齢者支援課
③市民活動団体の登録数【再掲】	58 団体	80 団体	地域づくり推進課

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③地域づくり推進課【R2】

第2章 光市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行により、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

平成29年3月には国の成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、施策の目標として、「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」、「不正防止を徹底するとともに、利用しやすさと調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する」、「成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す」ことが示されました。

これらを踏まえ、本市における成年後見制度の利用促進に係る取組を進めるため、光市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

2 現状と課題

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や身のまわりの世話のために必要な介護等のサービスや入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に、保護し、支援をする制度です。

アンケート調査では、7割を超える人が成年後見制度について「名前・活動を知っている」「名前のみ知っている」と回答しており、名称についての周知は進んでいることが伺えます。今後、更に成年後見制度における活動の理解を深めるため、引き続き周知に努めるとともに、市民や地域の福祉関係者が、成年後見制度の利用を検討する際の相談先や支援体制の整備を行う必要があります。

3 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークづくり

- 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、個別の支援だけでなく、多職種が連携して地域における権利擁護にかかわる体制づくりに努めます。
- 市社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体等の代表で構成する成年後見利用促進協議会を設置し、権利擁護支援が必要な人について、支援者が「チーム」としてかかわる体制づくりに向けた協議を進めます。

- 本市では、主に広報機能と相談機能に焦点を当てた取組を行い、利用者に寄り添った成年後見制度の運用に努めます。
- 後見候補者の推薦、担い手の育成、後見人支援は、本市の実情を踏まえた実施の方法を検討していきます。

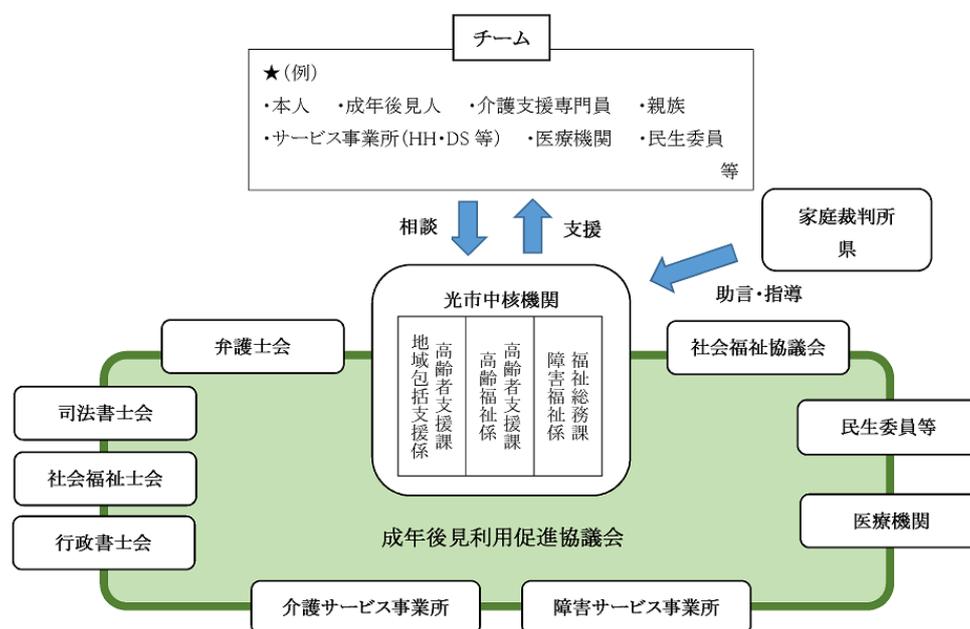
(2) 中核機関の設置

- 地域連携ネットワークのコーディネートを円滑に行うため、市高齢者支援課及び市福祉総務課を成年後見制度の利用促進に係る中核機関と位置付けます。

(3) 成年後見制度の利用支援の取組

- 成年後見制度の利用を必要としている人に対して、成年後見制度や家庭裁判所への申立て手続きについての説明や支援を行います。
- 本人や親族等により申立てを行うことが困難な場合は、光市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行うことを検討します。
- 資産の状況により、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人に対し、報酬費用の助成を行います。
- 研修会の実施やパンフレットの配布等、成年後見制度やその利用について周知を進めます。

地域連携ネットワークイメージ図



【チーム】本人の親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になり、日常的な本人の見守りや継続的な意思・状況の把握により対応を行う。

【中核機関】成年後見制度利用促進に係る広報・相談機能や協議会の事務局を担い、困難ケースの検討やチーム支援、市長申立検討等を行う中で適切な協議会の開催につなげる。

【協議会】地域課題の検討、調整、解決をはじめ、体制整備の拡充検討、各活動のサポートや監督を担う。